

— 令和4年毎月勤労統計調査特別調査の概況 —

結果の概要

(1) 賃 金

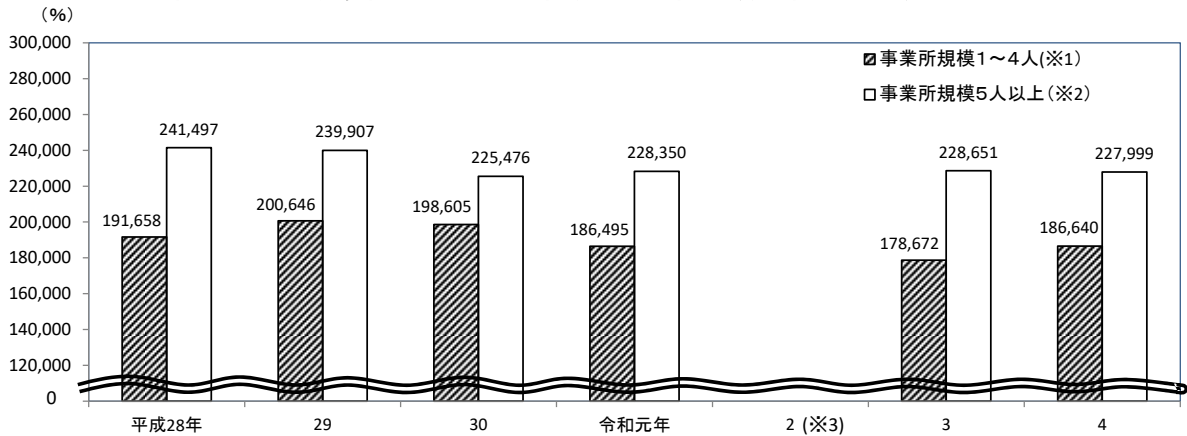
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和4年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が186,640円で前年比4.5%増となった。

男女別にみると、男は243,071円で前年比4.2%増、女は149,164円で同3.2%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が256,902円と最も高く、次いで「製造業」が203,636円、「医療、福祉」が187,641円、「卸売業、小売業」が182,731円、「生活関連サービス等」が160,396円、「飲食サービス業等」が147,292円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移(調査産業計)



(注):(※1)事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

(※2)事業所規模5人以上は、本県の毎月勤労統計調査地方調査各年7月分の結果である。

(※3)令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模別1～4人のきまって支給する現金給与額は184,742円となっている。また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は228,651円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

令和4年7月

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考)事業所規模5人以上(※1)		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比%	円	前年比(※2)%	
調査産業計	186,640	4.5	227,999	-0.3	81.9
男	243,071	4.2	272,658	0.4	89.1
女	149,164	3.2	182,439	0.3	81.8
建設業	256,902	15.2	275,702	-1.2	93.2
製造業	203,636	-1.6	236,076	0.7	86.3
卸売業、小売業	182,731	5.0	216,496	5.3	84.4
飲食サービス業等	147,292	28.7	109,187	-3.0	134.9
生活関連サービス等	160,396	12.6	153,377	-20.7	104.6
医療、福祉	187,641	2.2	242,179	6.1	77.5

(注):(※1)事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査地方調査令和4年7月分の結果である。

(※2)事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。

イ 特別に支払われた現金給与額

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が284,467円で前年比16.9%増となった。

男女別にみると、男は432,118円で前年比27.7%増、女は184,390円で同0.8%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が431,384円と最も高く、次いで「医療、福祉」が424,074円、「卸売業、小売業」が195,072円、「製造業」が188,406円、「飲食サービス業等」が108,747円、「生活関連サービス等」が106,084円となった。（第2表）

第2表 性・主な産業別過去1年間に特別に支払われた現金給与額
(事業所規模1～4人)

性・主な産業	実績		支給割合	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調査産業計	284,467	16.9	1.52	0.16
男	432,118	27.7	1.78	0.33
女	184,390	0.8	1.24	-0.03
建設業	431,384	175.0	1.68	0.98
製造業	188,406	-11.5	0.93	-0.10
卸売業、小売業	195,072	-2.3	1.07	-0.08
飲食サービス業等	108,747	490.0	0.74	0.58
生活関連サービス等	106,084	101.4	0.66	0.29
医療、福祉	424,074	-6.8	2.26	-0.22

(注)1) 令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の数値である。

2) 特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和4年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和4年7月における出勤日数は、調査産業計が19.6日で前年より0.1日増加となった。

男女別にみると、男は20.6日で前年と同水準となり、女は18.9日で前年より0.1日増加となった。

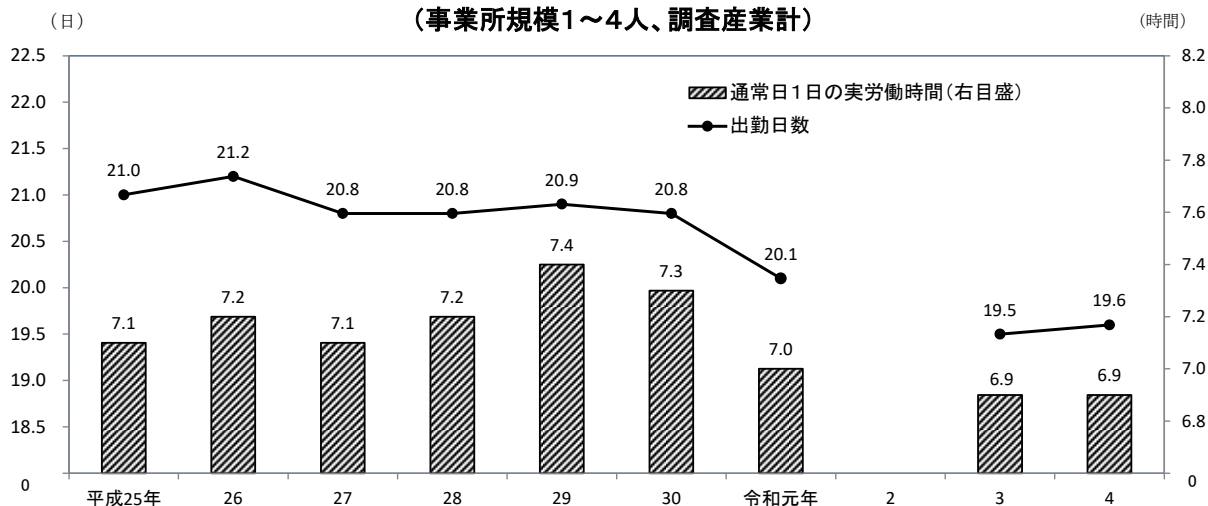
(第2図、第3表)

イ 労働時間

令和4年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.9時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.3時間で前年より0.1時間減少となり、女は6.6時間で前年と同水準となった。(第2図、第3表)

第2図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移
(事業所規模1～4人、調査産業計)



(注) 1) 各年7月の数値である。
2) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2月9月に代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は18.8日、通常日1日の実労働時間は7.1時間となっている。

第3表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和4年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上	
		前年差	(※1)	前年差		前年差	(※1、※2)	前年差
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調査産業計	19.6	0.1	18.7	-0.5	6.9	0.0	7.7	0.1
男	20.6	0.0	19.4	-0.6	7.3	-0.1	8.1	0.1
女	18.9	0.1	18.0	-0.4	6.6	0.0	7.2	0.1
建設業	21.2	-0.2	20.3	-0.9	7.5	-0.3	7.6	-0.6
製造業	21.9	0.8	19.7	-0.3	7.6	0.3	7.9	-0.1
卸売業，小売業	20.5	0.0	19.5	-0.6	6.9	-0.1	7.5	0.2
飲食サービス業等	18.4	-0.3	15.2	-2.0	6.2	0.3	6.8	0.8
生活関連サービス等	19.5	0.4	17.9	-0.4	6.7	0.3	6.8	-0.1
医療，福祉	20.0	0.2	18.5	0.0	6.6	-0.3	7.5	0.0

(注): (※1)事業所規模5人以上は、本県の毎月勤労統計調査地方調査令和4年7月分の結果である。

(※2)事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

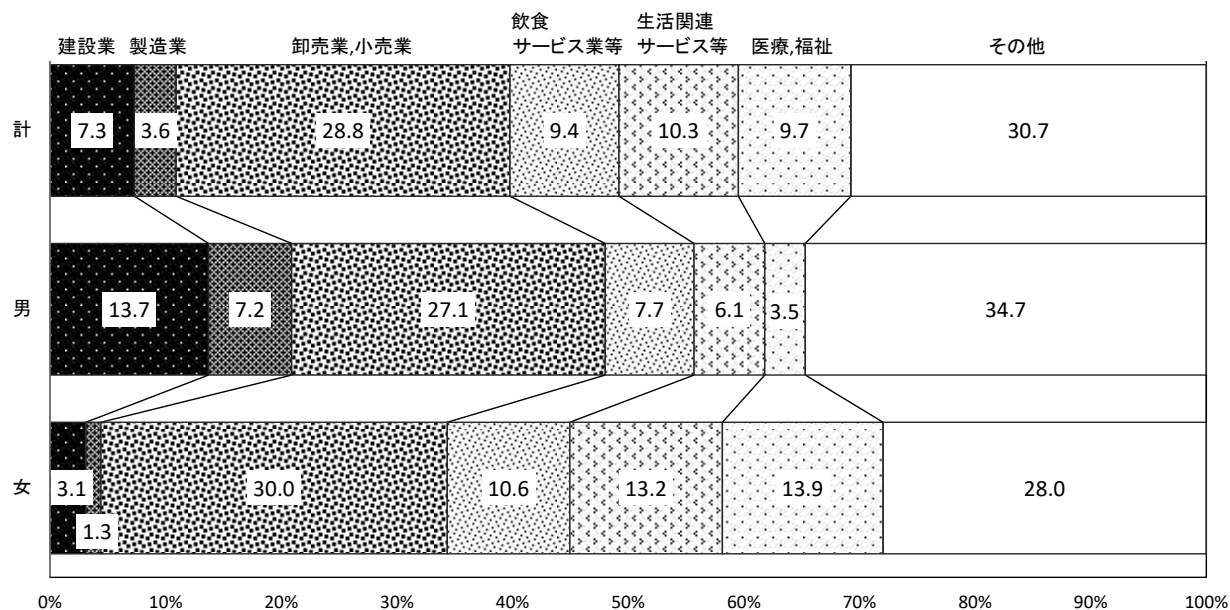
(3) 雇用

令和4年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が28.8%と最も高く、次いで「生活関連サービス等」が10.3%、「医療，福祉」が9.7%、「飲食サービス業等」が9.4%、「建設業」が7.3%、「製造業」が3.6%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が60.1%で前年より1.4ポイント減少となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が85.6%と最も高く、次いで「生活関連サービス等」が76.5%、「飲食サービス業等」が67.5%、「卸売業，小売業」が62.5%、「建設業」が25.3%、「製造業」が20.8%となった。(第3図、第4表)

第3図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在



(注)1)「その他」とは、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。
2)四捨五入の関係で,合計が一致しない場合がある。

第4表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和4年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合	
				前年差	ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	60.1	-1.4
建設業	7.3	13.7	3.1	25.3	-4.1
製造業	3.6	7.2	1.3	20.8	-5.5
卸売業,小売業	28.8	27.1	30.0	62.5	-0.8
飲食サービス業等	9.4	7.7	10.6	67.5	-1.2
生活関連サービス等	10.3	6.1	13.2	76.5	-13.7
医療,福祉	9.7	3.5	13.9	85.6	-2.4
その他(※1)	30.7	34.7	28.0	54.9	0.5

(注)1)「その他」とは、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。
2)「女性労働者の割合」は,産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。
3)四捨五入の関係で,合計が一致しない場合がある。